

(別添2-1)

## 学 則

①商号又は名称	学校法人 大阪滋慶学園
②研修事業の名称	学校法人 大阪滋慶学園 介護職員初任者研修講座
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 <input type="checkbox"/> 通学形式 <input type="checkbox"/> 通信形式 (通信学習実施計画書(別添2-10)を参照。)
⑤事業者指定番号	指定番号: 71
⑥開講の目的	学校法人 大阪滋慶学園は、長年にわたる医療・福祉分野における高度専門職業人養成実績を踏まえ、当学園が有する教育資産等を有効利用した介護職員初任者研修講座を実施することにより、超高齢化社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	『通学形式』 【講義】 新大阪歯科衛生士専門学校(大阪市淀川区東三国6-1-45) [3階 実習室 / 4・5階 普通教室] 【演習】 新大阪歯科衛生士専門学校(大阪市淀川区東三国6-1-45) [3階 実習室 / 4・5階 普通教室]
	『通信形式』 【講義】 大阪保健福祉専門学校(大阪市淀川区宮原1-2-47) [4・6階 普通教室] 大阪滋慶学園合同校舎(大阪市淀川区宮原1-2-8) [2・3階 普通教室] 【演習】 大阪保健福祉専門学校(大阪市淀川区宮原1-2-47) [4階 介護実習室]
⑧実習施設	『通学形式』 1 実施しない 2 <input checked="" type="checkbox"/> 実施する (実習施設一覧表(別添2-7)を参照。)
	『通信形式』 1 <input checked="" type="checkbox"/> 実施しない 2 実施する
⑨講師の氏名及び担当科目	講師一覧表(別添2-3)を参照。
⑩使用テキスト	『通学形式』 株式会社 日本医療企画『介護職員初任者研修課程テキスト』

	『通信形式』 中央法規出版株式会社 『介護職員初任者研修テキスト』
⑪シラバス	『通学形式』 シラバス〔通学〕(別添2-2)を参照。
	『通信形式』 シラバス〔通信〕(別添2-2)を参照。
⑫受講資格	『通学形式』 通学形式は、滋慶学園グループ各校の在校生を対象とし、且つ学校単位での実施に限るものとする。
	『通信形式』 福祉・介護分野への就業を希望している方
⑬広告の方法	学校案内パンフレット、ホームページ等へ掲載する。 通学形式は、ホームページに掲載する他、必要に応じて実施校の案内パンフレット・案内等に掲載する。
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： <a href="http://www.jrhm.jikei.com/">http://www.jrhm.jikei.com/</a>
⑮受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	【申込手続】 『通学形式』 実施校が受講希望者を取りまとめて一括して申込みを行なうものとする。また、受講申込みに際しては、「重要事項説明書」に基づき、事前に受講希望者対して注意事項等について説明を行う。
	『通信形式』 受講希望者には、重要事項説明書、研修カリキュラム、受講申込書を送付・配布する他、前記ホームページより申込書等をダウンロードできる環境を整える。
	【本人確認】 『通学形式』 入学時等に提出された書類に基づき、各実施校が一括して書面による本人証明を行なうものとする。
	『通信形式』 開講日に学生証・運転免許証・健康保険証等(写し)、または住民票等(原本)の提出を求める。
	【募集締切】 受講申込が定員に達した時点で、募集を締切ものとする。
⑯受講料及び受講料支払方法	【受講料】 『通学形式』 90,000円
	『通信形式』 85,250円

	<p>【支払方法】 『通学形式』 実施校単位で一括して下記の指定講座宛に振り込むこと。</p> <p>『通信形式』 指定期日までに下記指定口座に振り込むこと。</p> <p>【指定口座】 三井住友銀行 梅田支店 普通口座（口座番号：8354263） 学校法人 大阪滋慶学園 滋慶医療経営管理研究センター</p>
⑰ 解約条件及び返金の有無	<p>【解約】 『通学形式』 実施校が受講辞退者を取りまとめて書面により申し出るものとする。</p>
	<p>『通信形式』 お申込手続き後に受講を辞退する場合は、書面により申し出るものとする。</p>
	<p>【受講料の返還】</p> <p><input type="checkbox"/> 受講者からのキャンセルの場合 [開講日の1週間前までに辞退を申し出た場合(書面を提出)] 受講料の全額(テキスト代金を含む)を返金する。 [開講日の3日前までに辞退を申し出た場合(書面を提出)] 受講料からテキスト代金を除いた額を返金する。(テキストは、お申込者にご購入いただきます)</p> <p><input type="checkbox"/> 当学園からのキャンセルの場合 開講1週間前までに申込が受講定員の8割に達しなかった場合は、当該講座を開講しないことがある。その場合は、既納の受講料は全額(テキスト代金を含む)返金する。</p>
⑱ 受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有・無</p> <p>【個人情報の取り扱い】 受講者から取得した個人情報については、当該研修講座の運営のみに使用し、他の用途には一切使用しない。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑲ 研修修了の認定方法	<p>【認定方法】 修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>【研修の修了年限】 8ヶ月以内</p>
	<p>【修了評価方法】 『通学形式』 修了評価〔通学〕(別添2-9)を参照。</p>
	<p>『通信形式』 修了評価〔通信〕(別添2-9)を参照。</p>

	<p>【修了評価筆記試験不合格時の取扱い】 補講の受講または学習課題提出の上、再評価を実施する。ただし、再評価は、最大2回(再評価、再々評価)までとする。2回の再評価試験の結果、合格できなかった者は未修了扱いとなるため注意すること。未修了となった場合も既納の受講料は返還しない。</p> <p>【再評価・費用】 再評価試験1回につき再評価費を3,000円徴収する。</p>																		
<p>㊤ 補講の方法及び取扱</p>	<p>【補講の上限】 『通信形式』 補講が可能な上限は、公共交通機関の遅延・運休等による場合(遅延証明書を提出すること)を除き、合計で8時間以内とする。欠席時間数が8時間を超えた場合は、受講中止処分とする。なお、15分を超える遅刻により欠席扱いとなった場合は、当該時間のすべてを欠席扱いとする。 欠席時数の超過により、受講中止処分となった場合も既納の受講料は返還しない。</p> <p>【補講の方法】 『通学形式』 ①補講は項目単位で実施することを原則とする。 ②補講は次のいずれかの方法で実施することを原則とする。 ア. 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法 イ. 同時期に開講している別の研修の講義・演習で再受講する方法 ③欠席した項目の時間数が、下の(表1)で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200字以上のレポートを提出することをもって出席とみなすことができる。 (表1)</p> <table border="1" data-bbox="550 1294 1364 1579"> <thead> <tr> <th>科目番号・科目名</th> <th>通信形式で実施できる上限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 介護における尊厳の保持・自立支援</td> <td>5時間</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護の基本</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>(4) 介護・福祉サービスの理解と医療の連携</td> <td>7.5時間</td> </tr> <tr> <td>(5) 介護におけるコミュニケーション技術</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>(6) 老化の理解</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>(7) 認知症の理解</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>(8) 障がいの理解</td> <td>1.5時間</td> </tr> <tr> <td>(9) こころとからだのしくみと生活支援技術</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、実習を組み入れた場合の「(1)職務の理解」及び「(10)振り返り」、並びに「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」の「③人権啓発に係る基礎知識」及び実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。</p> <p>④各科目において規定されている時間数に上乗せして研修を実施している場合においても、欠席した項目について上乗せした後の時間数分の補講を実施しなければならない。</p> <p>『通信形式』 同時期に開催している他講座での振替、または個別対応、およびレポート課題により補講を行う。但し、補講の方法については、事業者が指定するものとする。(他講座への振替による補講については、振替が可能な講座がある場合に限る)</p>	科目番号・科目名	通信形式で実施できる上限時間	(2) 介護における尊厳の保持・自立支援	5時間	(3) 介護の基本	3時間	(4) 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	7.5時間	(5) 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	(6) 老化の理解	3時間	(7) 認知症の理解	3時間	(8) 障がいの理解	1.5時間	(9) こころとからだのしくみと生活支援技術	12時間
科目番号・科目名	通信形式で実施できる上限時間																		
(2) 介護における尊厳の保持・自立支援	5時間																		
(3) 介護の基本	3時間																		
(4) 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	7.5時間																		
(5) 介護におけるコミュニケーション技術	3時間																		
(6) 老化の理解	3時間																		
(7) 認知症の理解	3時間																		
(8) 障がいの理解	1.5時間																		
(9) こころとからだのしくみと生活支援技術	12時間																		

	<p>【補講に要する費用】</p> <p>[レポート提出の場合] 1レポートにつき2,000円を徴収する。</p> <p>[個別補講を受講する場合] 1時間につき2,000円を徴収する。</p> <p>[他講座への振替補講費用] 1時間につき1,000円を徴収する。</p>
⑳科目免除の取扱	<p>『通学形式』</p> <p>受講者の習熟度を高めるため大阪府介護職員初任者研修実施要領第4の7に該当する場合でも、科目の免除は行わない。</p>
	<p>『通信形式』</p> <p>大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定のとおり取り扱う。但し、科目免除を受ける場合も受講料の減免は行わない。</p>
㉑受講中の事故等についての対応	<p>滋慶学園グループの在校生については、各校が加入する災害補償保険にて対応するため保険料等の受講者負担は生じない。</p> <p>また、その他の受講生については、希望がある場合は保健の加入を勧める。なお、運営担当者は、事故等が発生することの無いよう安全に充分配慮し、講座の運営に努める。</p>
㉒研修責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：橋本 勝信</p> <p>所属名：学校法人大阪滋慶学園</p> <p>役職：常務理事</p>
㉓課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>『通学形式』</p> <p>氏名：谷 さつき</p> <p>所属名：新大阪歯科衛生士専門学校</p> <p>役職：歯科衛生士学科 学科長</p>
	<p>『通信形式』</p> <p>氏名：湊田 美紀</p> <p>所属名：大阪保健福祉専門学校</p> <p>役職：介護福祉科 専任教員</p>
㉔苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	<p>氏名：棚橋 康裕</p> <p>所属名：学校法人大阪滋慶学園 滋慶医療経営管理研究センター</p> <p>役職：主任</p> <p>連絡先：06-6391-8141</p>
㉕研修事務担当者名、所属名及び連絡先	<p>氏名：棚橋 康裕</p> <p>所属名：学校法人大阪滋慶学園 滋慶医療経営管理研究センター</p> <p>連絡先：06-6391-8141</p>
㉖情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	<p>氏名：宇都宮 第良</p> <p>所属名：学校法人大阪滋慶学園</p> <p>役職：主任</p> <p>連絡先：06-6391-8141</p>

<p>㉔ 修了証書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>【介護職員初任者研修修了証明書交付証明書の交付について】 養成研修修了者の交付申請により、「介護職員初任者研修修了証明書交付証明書」を交付する。 但し、交付申請については、以下に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>①介護初任者研修修了証明書交付証明願 ②氏名、生年月日、現住所が確認できる公的書類の写し ※転居している場合は、修了時住所が確認できる公的書類の写し ③返信用封筒（郵送を希望する場合）※切手貼付のこと ④証明書交付に係る費用：500円（郵便小為替による） その他、本人確認のため必要な書類提出を求められることがある。</p>
<p>㉕ その他必要な事項</p>	<p>【遅刻の取扱い】 公共交通機関の遅延による場合（交通機関発行の遅延証明書が提出された場合）を除き、授業開始時刻から15分以上遅れた場合は欠席扱いとし、事業者が定める方法および日程により補講を受講しなければならない。</p> <p>【欠席の取扱い】 ①講義と関連のない私語や居眠りをし、講師が指導・注意を行ったにもかかわらず改めず、当該科目の履修が不十分と判断される場合は、事業者の判断により欠席扱いとすることがある。 ②演習等に支障のある服装や身だしなみ（長い爪・つけ爪・ネイルアート・取り外せないアクセサリー・束ねられない長髪など）等により、十分に演習の効果が得られないと判断した場合や他の受講者等に受傷等をさせる可能性があるとして判断した場合は、事業者の判断により直ちに受講を中止させ欠席扱いとすることがある。</p> <p>【受講中止（退校処分）】 以下の事由に該当する場合は受講中止（退校）処分とする。なお、受講中止処分となった場合は、理由の如何に関わらず既納の受講料等は返還しない。</p> <p>①正当な理由なく、事業者及び講師等の指導・指示・注意・警告等に従わず改善がみられない場合。 ②受講態度、言動等に問題がみられ、講師または他の受講者の心身の安全および当該研修講座の運営に支障があると事業者が判断した場合。 ③前記に順ずる行為等があったと事業者が判断した場合。</p> <p>【損害賠償】 故意又は重大な過失により、事業者所有の施設および器具、器材、教具等を破損させた場合は、その損害を賠償請求することができる。</p> <p>【適用時期】 変更後の学則（H25.5.31届出）は、平成25年度7月講座より適用する。</p>

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋</p> <p>【内容及び手続きの説明及び同意】</p> <p>事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ</p> <p>電話：06-6944-9165</p> <p>ホームページ：<a href="http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/">http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</a></p>